

消費税増税？ 歳出削減論議はどこへ！

国会では、野田政権が「行政改革、政治改革、社会保障と税の一体改革」とセットで消費税の増税について推進しようとしています。個人的には、日本の将来を見据えて考えている方向性については間違いではないと思っています。

ただし、当然消費税を上げる前にやるべきことはたくさんあるわけで、まずは、行政改革・政治改革により大幅な歳出削減、そして特別会計や公益法人の整理による財源の確保を行った後にはじめて議論されるべきものではないでしょうか？

表面的には、公務員給与の削減や議員定数の削減などの案は提案されていますが、政党各派の意見がまとまる見込みもなく、最終的には、消費税だけが先行して進んでしまうのではないかと心配しています。

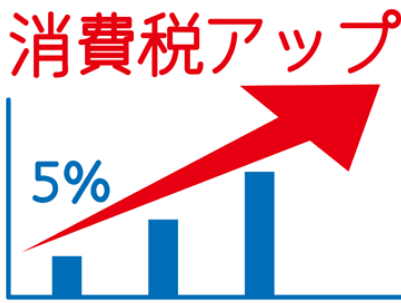
先日も、ある飲食店オーナーの方とお話する中で、今後もし消費税がアップされた場合に、現状でもギリギリなのに、どうやって納税資金を捻出したらいいのかわからないとおっしゃっていました。つまり、このオーナーのお店では、消費税がアップしたからといって、簡単には価格に転嫁することが出来ないからなのです。

もちろん、価格を改訂することは難しくはないかもしれませんが、その商品や

サービスが消費者の生活にとって必要

不可欠なもの以外は、恐らく節約される方向となり、結果として、お店の売上げがダウンするリスクがあるからです。

また、あわせて考慮しなければならないのは、現在の景気動向です。今のような状況で安易に増税すれば、さらに景気が悪化する可能性が高いのではないかと危惧しております。このままでは、以前の橋本内閣時代の失敗を繰り返すことになりはしないでしょうか。現在の野田政権をみていると、景気対策しかり、円高対策もしかり、何も手を打っていないようにしかみえないのですが、本当のところはどうなのでしょう？後に杞憂におわることを期待しています。



2月16日から所得税の確定申告が始まります！

平成23年度の確定申告が近づいてきました。確定申告をされる方は、お早めにご準備をお願いします。

昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきますが、新規にご希望の方については、お早めにお知らせください。

＜確定申告が必要な方＞

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与を受けている方で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます) など



確定申告の準備はお早めに！

平成24年度 税制改正大綱が決定！

政府は、昨年の12月に2012年度税制改正大綱を閣議決定しました。政府・民主党間の交渉が難航した自動車課税は、自動車重量税を年1500億円減税することなどが決まっています。なお、政府は関連法案を平成24年の通常国会に提出し、年度内での成立を目指しています。燃費性能の高い車を対象とするエコカー減税は、当初は平成24年春に期限が切れる予定でしたが、燃費基準を厳しくして、かつ規模を縮小したうえで3年間延長する方向です。



なお、今回の改正案の中で、中小企業、個人事業主の方に影響のある主な項目についてご紹介したいと思います。まず、今回の改正案の中で、大きな影響があると思われるのが、個人の給与所得控除の見直しです。平成23年度税制改正法案にも盛り込まれていましたが、結果的には法案から削除され、実現していませんでした。そのうちの一部分が、今回の税制改正大綱に明記されています。

その内容としては、「給与年収1500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の上限が設けられる」というものです。これに伴い、源泉徴収税額表の見直し等も行われる予定です。この改正は、平成24年分以後の所得税及び平成25年度分以後の個人住民税について適用されます。

また、退職所得課税については現在、退職所得控除額を控除した残額の2分の1に対して課税する措置が行われていますが、勤続年数が5年以下の役員等については、上記の2分の1優遇措置が廃止されます。この改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。個人住民税は、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等について適用されるということです。

参考までに、主な改正項目は下記の通りです。

【個人所得課税】

- 給与所得控除に上限を設定する(給与収入1,500万円超は一律245万円)。
- 特定支出控除について、範囲の拡大等を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する。
 - ・ 弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費)を追加。
 - ・ 適用判定の基準を給与所得控除額の2分の1(現行:控除額の総額)とする。
- 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止する。

【資産課税】

(相続税・贈与税)

- 若年世代への資産の早期移転や省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅ストックを形成する観点から、住宅取得等 資金に係る贈与税の非課税措置を拡充・延長する。

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 特別枠(省エネ・耐震住宅) | 1500万円 | 1200万円 | 1000万円 |
| 一般枠 | 1000万円 | 700万円 | 500万円 |



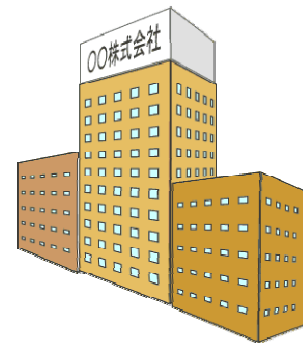
- 山林に係る相続税の納税猶予制度を創設する。
- 相続税の連帯納付義務を緩和する。

(固定資産税・都市計画税)

- 原子力災害からの復興を支援するため、福島復興再生特別措置法案(仮称)の制定に伴う税制上の措置を当分の間継続して講じる。
 - ・ 避難区域内の土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除措置
 - ・ 課税免除区域から除外された区域に対する固定資産税等の減額措置(3年度分)
 - 新築住宅に係る固定資産税の減額措置を2年間延長する。
 - 固定資産税等(土地)の負担調整措置は、原則として、現行の仕組みを3年延長する。
- また、住宅用地特例(特例割合1/6等)も現行を継続する。ただし、不公平是正の観点から、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止する。

【法人課税】

- 平成23年度末で期限切れを迎える研究開発税制の上乗せ特例である増加型・高水準型の措置の適用期限を2年延長。
- 平成23年度税制改正で創設した環境関連投資促進税制を拡充し、太陽光パネルや風力発電設備に係る即時償却制度を創設する。
- 資源の安定確保を図るため、海外投資等損失準備金制度を2年延長する。
- 中小企業を支援するため、中小企業投資促進税制の対象資産に試験機器等を追加し、適用期限を2年延長する等の措置を講じる。
- 原子力災害からの復興を支援するため、福島復興再生特別措置法(仮称)の制定に伴う税制上の措置を講じる。
 - ・ 復興特区税制の特例(福島県の全ての地方公共団体が課税の特例の適用を受ける復興産業集積区域を設置できるようにする措置等)
 - ・ 避難解除区域において被災者を雇用した場合の税額控除制度等の創設等
- いわゆるトン数標準税制につき、海上運送法の改正等を前提に平成25年度税制改正において拡充する。



【環境関連税制】

- 自動車重量税については、
 - ・ 車検証の交付等の時点で燃費等の環境性能に関する一定の基準(燃費基準等の切り替えに応じて変更。現時点では、平成27年度燃費基準等)を満たしている自動車には、平成24年5月1日以降、本則税率を適用する。それ以外の自動車に適用される「当分の間税率」について、13年超の自動車を除き、引き下げを行う。
 - ・ 地球温暖化対策の推進、自動車産業の技術的優位性の確保・向上等の観点を踏まえ、いわゆる「エコカー減税」について、燃費基準等の切り替えを行うとともに、自動車重量税については特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置を拡充した上で、平成27年4月まで3年延長する。
- 自動車取得税についても、「エコカー減税」について、燃費基準の切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、平成27年3月まで3年延長する。
- 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの約9割を占めるエネルギー起源CO2の排出を抑制する観点から、「地球温暖化対策のための税」を導入する。



【国際課税】

- 平成23年11月に税務行政執行共助条約に署名したこと等を踏まえ、条約の国内担保法の整備の一環として、徴収共助に関する規定の見直しを行う。
- 一定額(5000万円)を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設する。
- 過大な支払利子を通じた租税回避を防止するため、関連者への純支払利子等の額が所得水準の一定割合(50%)を超える部分の金額を、当期の損金の額に算入しないこととする。

【地域主権改革と地方税制】

- 地域決定型地方税制特例措置(通称・わがまち特例)を導入する。
 - ・ 固定資産税の課税標準の特例措置2件について、地方自治体が課税標準の軽減の程度を法律で定める上限・下限の範囲内において条例で決定できるようにする。

なお、今後、年度末にかけて上記の税制改正大綱について、国会で審議されますが、前年度同様に国会での審議には混乱が予想されていますので、その成立内容については、注意が必要です。

住宅選び、「職近・親近(しょくちか・おやちか)」がトレンドに！

「職近(しょくちか)・親近(おやちか)」が今年の住宅選びのキーワード。(株)リクルートは、2012年のトレンドのひとつをそう予測し発表しました。東日本大震災の教訓から、職場や親元に近くて安心できる家が好まれているとみられます。

この企画は、同社が手掛ける住宅など6つの事業領域について、毎年トレンドを表すキーワードを発表しているもので、今回は3回目です。そこで、ここでは住宅キーワードに絞って紹介することにします。

◆ 「職近・親近」の意味とは

このキーワード制定の背景として、共働き夫婦の増加、収入の伸び悩み、東日本大震災での“帰宅難民”体験の影響などを挙げ、職場や親元に近くて、安心して子どもを守り育てることのできる家が好まれる要因と思われます。

具体的には二派に分かれ、親が近くにいない場合は、職場からの距離を最優先して「都心のコンパクトマンション」を、親が近くにいる場合は、家事や育児の協力を理由とした「共育二世帯住宅」を選ぶ傾向が強まるとの分析結果です。

具体的には、子どもが小学校入学前の若い共働き家族は、東京23区内で3世帯に1世帯は50㎡台・60㎡台を購入しているというデータも公表されています。このような広さを抑えたコンパクトマンションといえば、以前はシングルかカップルが購入することが多かったのですが、若いファミリー層が「職近」で価格を抑えるために、いざという時買い替えも容易な都心コンパクトマンションに流れているということがみてとれます。

一方、親の助けを借りる「共育二世帯住宅」派は、大震災をきっかけに子世帯から呼びかけ、通勤圏内の実家を二世帯に建て替えたり、実家を売却して通勤圏内に二世帯を建てる志向をもつ層のこと。共育により、共働きを続けて世帯収入を維持し、双方の世帯の独立性を保った間取りで、家事や育児を協力してもらおうスタイルといえます。

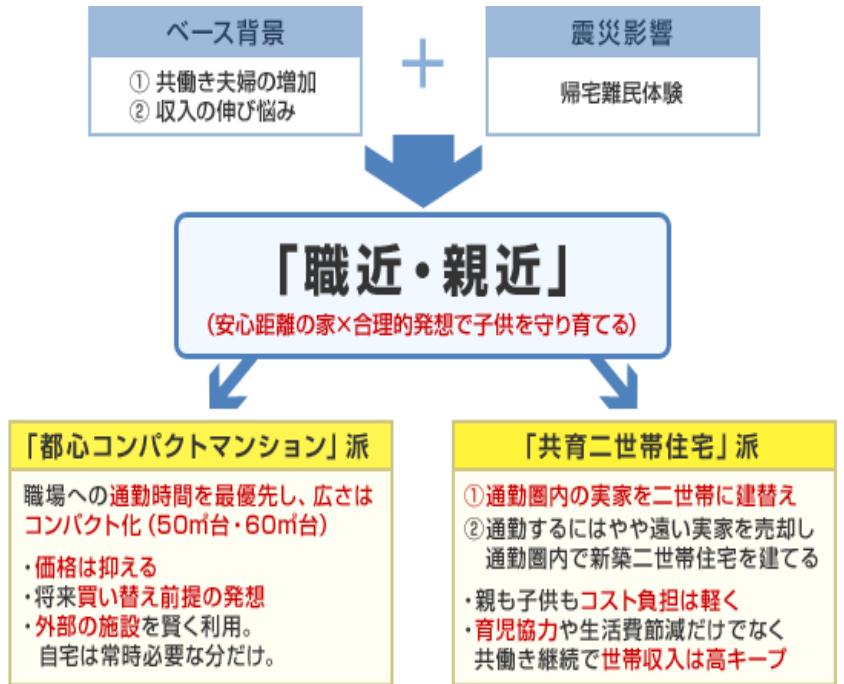
やはり大震災とその後の帰宅困難、計画停電など未曾有の経験は、首都圏の住宅選びに大きく影響するのも当然かと思えます。職場や親元の近くという「職近・親近」の傾向は、今後ますます強まるのではないのでしょうか。

◆ 中古マンション、1年売れないと約2割値下げ

マンションの購入を考えるとき、新築だけでなく中古マンションも候補に考える人が多いのではないのでしょうか。中古マンションの値段は、販売広告に掲載されている価格から、実際に売買契約が成立するまでに値下げされることが珍しくありません。一般的にはどれくらい値下げされるのでしょうか。不動産取引情報を蓄積する東京カンテイ(東京都品川区)がまとめた中古マンション販売データによると、販売開始から1年売れなかった中古マンションは、おおむね2割ほど値段を下げて売られた実態が明らかになりました。売りたい側がつけた売却希望価格である「売出価格」と、実際にいくらで売れたかを表す「成約価格」との間に、どの程度の差が生じたのかを、地域別に分析したものです。

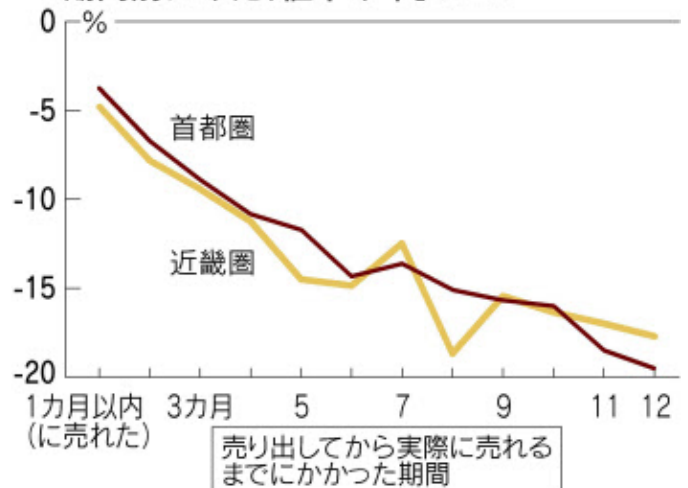
右のグラフでは、売れないまま時間が経てば経つほど値下げ幅が大きくなり、12カ月(丸1年)売れなかった物件は平均で約20%値下げされたことを示しています。首都圏に次いで中古マンションの売買が活発な近畿圏についても、類似の状況となっています。

図「職近・親近」の背景(「2012年トレンド予測」住宅発表資料より抜粋)



Copyright RECRUIT Co.,Ltd.

B. 中古マンションが売れるまでにかかった期間別にみた「値下げ率」(平均)



笑えない事務処理のミス

◆究極のお役所仕事

2001年9月に起きたアメリカ同時多発テロ事件の実行犯に、アタとアルシェヒという2人の青年がいたことを覚えていますか。彼らは乗っ取った飛行機ごとビルに突入し、死亡しました。さて、事件から6か月後のこと。彼らが飛行機の操縦を学ぶために在籍していた米国内の飛行訓練学校に奇妙な手紙が送られてきます。差出人は米国の移民帰化局。中身は彼らのビザの申請を許可する通知でした。世界に名前の知れ渡ったテロ実行犯に対して、今更ながらビザが与えられたわけです。テロ事件から半年。対テロ戦争も始まり、あれほどアメリカ社会全体がテロに対して警戒を強めているはずの時期に、肝心要の移民帰化局が全く対応できていないことが白日の下にさらされるという大失態でした。この申請はテロ事件の前に提出されており、半年が過ぎて更新の時期が来たので、自動的に許可状を郵送したまです。

しかし、われわれはこの失態を笑うことができるでしょうか。移民帰化局が取り扱う案件は膨大な数にのぼり、コンピュータで処理しなければ間に合いません。もし、係の者が手作業で仕事をこなしていたのであれば、この許可通知を手にした途端におかしいことはすぐわかったことでしょうか、現実にはそうはいきません。皮肉めいた見方をすれば、この失態は人手を全くかけずに仕事を処理できるという移民帰化局の効率性の表われということもできます。つまり効率性と引替えに、とんでもないミスが起こるリスクを導入しているのです。

老子は「民が便利な機械を使うほど、社会は乱れる」(民多利器、国家滋昏)と名言を残していますが、まさに予言的中というわけです。



◆情報管理のポイントは？

今回挙げた事例は特異な例であるとして、無視してよいのでしょうか。むしろ、コンピュータを使って膨大な情報を扱っている会社には共通するリスクといえます。つい最近までは、事務作業とは、紙とペンと黒電話の世界であり、手作業でゆっくりと仕事を進められたものです。しかし現在は情報の洪水です。会社のなかにはどのような書類データがあり、どのような仕事がどのシステムによって進められているのか、全体像を把握することはほとんど不可能です。各部署ではコンピュータが淡々と高速にデータを処理していても、そのすべてを理解し統括できる者が存在せず、徐々に会社全体の業務フローから秩序が失われて、いつか大きな事故をやらす。まるでカフカの不条理小説『審判』の世界です。銀行や鉄道、航空会社がシステムダウンを起こして業務が麻痺する事故がポツポツと起こりますが、システムを把握している人がとうにいないことの証拠といえましょう。そこで事務ミスを防ぐために仕事の仕組みをマネジメントすることこそが、王道ではないでしょうか。時流に追従して安易になんでもコンピュータ任せにした現状を、ひとまず仕切り直すべきなのです。仕事の情報化はしばしば各部署がばらばらに進められるもので、局所的には最適ですが、全社的には不効率になっている場合があります。結局、役員レベルで音頭を取って情報処理を見直さねばなりません。つまり、情報担当役員(CIO)の設置が求められるわけです。

「企業実務」H24年2月号より抜粋

2月度の税務スケジュール

| 内 容 | 期 限 |
|---|----------------------------|
| 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 | 納 期 限 2月10日(金) |
| 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) | 申告期限 } 2月29日(水) 納 期 限 } |
| 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) | |
| 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) | |
| 6月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税) | |
| 消費税の年税額が400万円超の3月・6月・9月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) | |
| 消費税の年税額が4,800万円超の11・12月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)(10月決算法人は2ヶ月分) | |
| 固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分) | |

今月の名言録

～ 敵は恩人 ～

日本の昔の武士というものは、大義名分に生きることを人生のモットーとしておったために、どんな場合があっても敵を愛していた。敵を憎むという行為をけってしなかったんだ。

つまり、早い話が、自己の存在は相対的なものがあるのはじめて、その存在を確保できるという、大変難しい話だけれども、物理の反射作用というものが自己存在を意識的に確実にせしめる。

もっとやさしい言葉でいましょう。相対するものがいなかったら、自分は孤独ですぞ。孤独だったら自分の存在というものの価値は、誰が一体これを定めてくれるかっていうことです。

剣豪宮本武蔵が日本六十余州、ただ一人の剣客だと言われるに至ったのも、佐々木巖流小次郎という強い相手があったからこそでしょう。そうすると、武蔵の強さを知らしめた小次郎は、なるほど敵対の言葉をもちうると同時に、武蔵にとっては、武蔵の強さを証明してくれた恩人になりますよ。

こういうことを考えてみたときに、これをただ単に、そうした力と力との勝負のこととして考えちゃいけないのよ。

人生の出来事のすべてに対しても、自分の人生の前にあらわれるものは、みんなこれは自分というものの価値認識のために必要な、相対的な尊いものだと、こう考えるのが一番いいですよ。

(「ほんとうの心の力」中村天風著 PHP研究所)



編集後記

昨年より購入を考えていたiPad 2を、購入しました。箱から出して手に取ってみると、薄くて、軽くてびっくりしました。今までもパソコンやスマートフォンなど最新のものを買っては使ってきましたが、iPad 2は特別な知識がいらず電化製品のように触りながら操作を覚えることができるので世界で支持されている理由が分かった気がします。同じような製品が他社からも出ていますが、使いやすさではMacがリードしているようです。インターネットが無線で手軽につながる時代になっていますので、こういった機器ももっと増えると思いますが、生活が豊かになる使い方をしていきたいものです。(藤田智明)



ASAKからのお知らせ

来月号はお休みです！

次号のInsight Review (Vol. 76)は、業務上の都合により1ヶ月のお休みをいただき、平成24年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

事務所のご案内

〒460-0022
 名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
 TEL: 052-331-0135
 052-331-0145
 FAX: 052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

| | |
|----------|--------|
| 税理士・行政書士 | 浅岡 和彦 |
| 不動産鑑定士 | 佐々木 勝己 |
| 社会保険労務士 | 松永 裕美 |

